

## 池田市地域分権推進基金管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、池田市地域分権推進基金条例（平成23年池田市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、池田市地域分権推進基金（以下「基金」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (積立てる額等の告示)

第2条 条例第2条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を、第5条に規定する区分ごとに記載しなければならない。

(1) 事業提案限度額（条例第2条第1項の事業提案限度額をいう。以下同じ。）を定めたとき 次に掲げる事項

ア 事業提案限度額

イ その他市長が必要と認める事項

(2) 条例第2条第1項の規定により基金に積み立てる額が確定したとき 次に掲げる事項

ア 前年度末の積立て額

イ 当該年度に係る事業提案額（条例第2条に規定する協議会が提案する事業に係る予算額をいう。）

ウ 当該年度の積立て額又は処分額

エ 当該年度の総積立て額

オ その他市長が必要と認める事項

### (管理)

第3条 基金は、指定金融機関その他市長が確実と認める金融機関に預金することができる。

### (台帳)

第4条 会計管理者は、基金台帳（様式第1号）を設け、その運用状況を明らかにしておかなければならない。

2 会計管理者は、毎会計年度末に基金の運用状況を示す書類（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（区分経理）

第5条 条例第6条に規定する区分は、次のとおりとする。

- (1) 池田地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (2) 秦野地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (3) 北豊島地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (4) くれは地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (5) 石橋地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (6) 五月丘地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (7) 石橋南地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (8) 鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (9) 神田地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (10) ほそごう地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (11) 基金の運用から生じる収益その他の現金

（処分）

第6条 市長は、条例第7条の規定による基金の処分をしようとするときは、当該処分に係る前条第1号から第11号までに規定する各協議会に対し、様式第3号により通知しなければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年度に基金に積み立てる額に係る告示の特例)

2 平成23年度において行う条例第2条第2項の規定による告示に記載しなければならない事項は、第2条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

- (1) 平成23年度に係る事業提案額
- (2) 平成23年度の積立て額
- (3) その他市長が必要と認める事項

附 則 (平成27年9月25日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の第5条第2号及び第11号の規定により積み立てられた現金は、この規則による改正後の第5条第10号の規定により積み立てられた現金とみなす。



様式第2号（第4条関係）

基金の運用状況調

協議会名等	前年度末の現在高	決算年度増減高	決算年度末現在高
	円	円	円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

地域コミュニティ推進協議会  
会長 様

池田市長

年度池田市地域分権推進基金の処分額について（通知）

貴協議会に係る地域に関する池田市地域分権推進基金の処分について、以下のとおり決定しましたので、池田市地域分権推進基金管理規則第6条の規定に基づき、通知します。

現 在 額 ( A )	条例第7条第1項 に基づく処分額 ( B )	条例第7条第2項 に基づく処分額 ( C )	処 分 後 残 額 ( A - B - C )
円	円	円	円
【備 考】			

※上記中「条例」とは、池田市地域分権推進基金条例を表します。